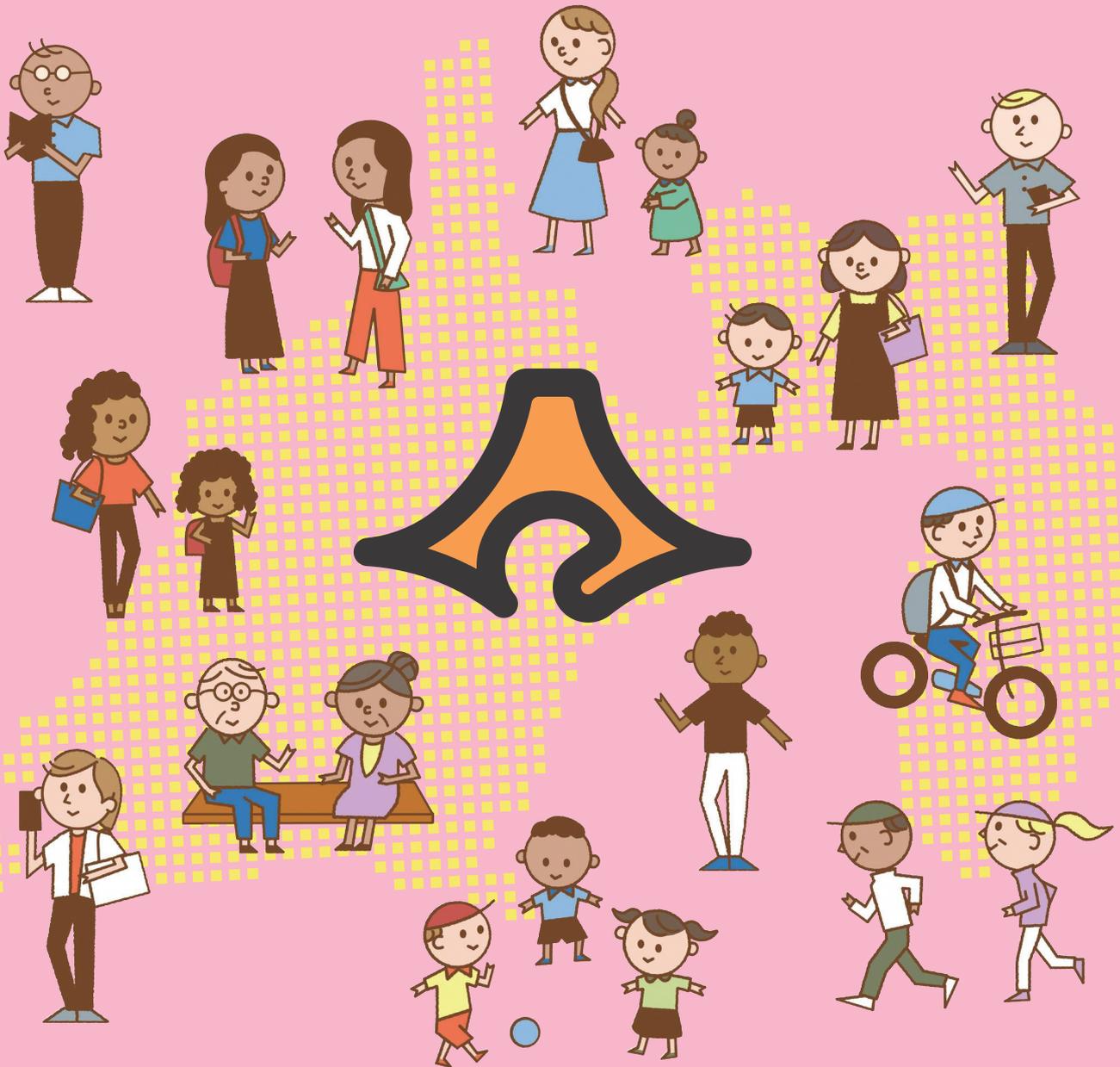




にほん いらょう
日本の医療のしくみ

にほん びょうき
日本で 病気に なったり、けがを した ときは これを よんで ください。





1

日本の病院について

日本には入院や検査の設備が整った大きな病院と、かぜをひいたときや小さなけがをしたときに行く、小さな病院〈診療所・クリニック〉があります。

大きな病院に行くときは、小さな病院が発行する紹介状〈医者が書きます。あなたの病気やけがについて書いてあります。〉が必要な場合があります。病気の時にあわてないように、近くにどんな病院があるかあらかじめ調べておきましょう。

「病院をさがします」から「薬を買います」まで

1 病院をさがします

体のどこが悪いかによって、行く病院が違います。

病院をさがすときは「3 病院をさがします」に書いてあるウェブサイトで見つけます。「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」にも相談できます。



2 病院に行きます

病院へ行くときは、「保険証」を持って行ってください。

保険証があるときは、病院であなたが払うお金は安くになります。

保険証がないときは、あなたが全部お金を払います。

保険証については、「2 日本の医療保険について」を見てください。



3 問診票を書きます(あなたのことや病気について書きます)

問診票は、あなたのこと〈名前や住所など〉や、体の調子が悪いところについて書きます。



4 医者に調子の悪いところを診てもらいます

診察のときに、医者から必要な薬を買うよう指示を受けることがあります。



5 お金を払います

日本では、医者に診てもらったあとにお金を払います。

クレジットカードが使える病院もありますが、使うことができない病院も多いです。

病院で薬をもらったときは薬のお金も一緒に払います。



6 薬局〈くすり屋〉で薬を買います

日本では、病院で薬を買うことができない場合が多いです。

病院でもらった処方せん〈あなたに必要な薬が書いてあります〉を薬局にわたすと薬を買うことができます。

薬を買うときは、お金がかかります。薬のお金は薬局で払います。





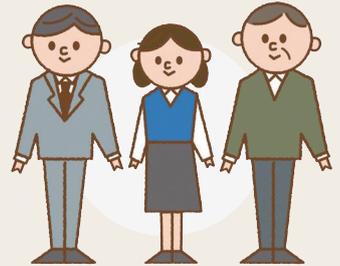
2 日本の医療保険について

3か月より長く日本にいる外国人はみんな、公的医療保険に入ります。
 公的医療保険は3つあります。「健康保険」「後期高齢者医療制度」「国民健康保険」です。
 公的医療保険に入ると、保険証をもらいます。保険証を病院や薬局で出すと、払うお金が安くなります。制度については、「3 病院をさがします」の「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」でも相談できます。

- A: 健康保険 ▶▶ 会社などで働いている人
- B: 後期高齢者医療制度 ▶▶ 75歳以上の人
- C: 国民健康保険 ▶▶ AやBではない人

A 健康保険について

会社などで働く人が「健康保険」に入ります。
 保険料は、あなたが会社からもらっているお金で計算して決めます。
 あなたが「健康保険」に入ることができるか、保険料をいくら払うか、あなたの家族も「健康保険」に入ることができるか、などは、働いているところ〈会社など〉に聞いてください。



B 後期高齢者医療制度

75歳以上の人は、「後期高齢者医療制度」に入ります。
 保険料は仕事などでもらったお金で変わります。
 入る方法や、いくら払うかやどうやって払うかは、あなたが住んでいる市役所や町役場に聞いてください。



C 国民健康保険

Aの「健康保険」、Bの「後期高齢者医療制度」に入らない人は、「国民健康保険」に入ります。
 保険料は家族の数や仕事などでもらったお金で変わります。
 入る方法や、いくら払うかやどうやって払うかは、あなたが住んでいる市役所や町役場に聞いてください。





3 病院 さがします

医療ネットしずおか



静岡県の 病院や 薬局を さがす ことができます。
 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、フィリピン語、
 インドネシア語、タイ語 で さがす ことができます。〈翻訳ソフトで 日本語から
 外国語に 翻訳しますので、間違っている ところがある かもしれません〉

日本政府観光局サイト



日本国内で外国人を 診て くれる 病院を さがす ことができます。
 英語・中国語〈簡体字／繁体字〉・韓国語 で さがす ことができます。

静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ (054-204-2000)

生活で 困った 時に 相談する ことができます。医療保険の 入り方や 病院の さがし方が
 わからない とき などに 相談して ください。お金は かかりません。無料です。
 色々な 言葉で 相談する ことができます が、相談できる 日や 時間が 違います。
 いつ 相談できる かは、ウェブサイトを見てください。
 相談できる言葉：日本語、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、
 ベトナム語、インドネシア語



日本語



英語
English



韓国語
한국어



中国語
汉语 (简体字)



ポルトガル語
Português



スペイン語
Español



フィリピン語
Filipino



ベトナム語
Tiếng Việt



インドネシア語
Bahasa Indonesia



やさしい日本語

【この資料 についての 問い合わせ先】

*日本語で 聞いて ください

静岡県 健康福祉部 医療局 医療政策課

電話 ▶▶ 054-221-2341 FAX ▶▶ 054-221-3291

メール ▶▶ iryoseisaku@pref.shizuoka.lg.jp